

答弁書第一二八号

内閣参質一七六第一二八号

平成二十二年十二月七日

内閣総理大臣 菅 直 人

参議院議長 西岡武夫殿

参議院議員上野通子君提出教員免許更新制における免許状更新講習未修了者に関する質問に対し、別紙答
弁書を送付する。

参議院議員上野通子君提出教員免許更新制における免許状更新講習未修了者に関する質問に対する答

弁書

一及び二について

教育職員の免許状が失効した場合、当該教育職員は、当該教育職員としての職を失うこととなり、これは、都道府県教育委員会等によって扱いを異にするものではない。なお、このことについては、文部科学省において、都道府県教育委員会等に対して平成二十二年十一月十五日付けで事務連絡を発出し、周知を図っているところである。

